

## 基礎登録又は基礎出願の分割があった場合の 国際事務局への通報について

- 1 . 基礎出願について分割があった場合、分割出願について商標法第 5 条の 2 で規定する出願の出願日の認定がされ、同第 1 0 条に規定する出願の分割の要件を満たしていることが確認されたとき、本国官庁は国際事務局へ通報することとする。
- 2 . 基礎登録について分割（移転を伴うものも含む。）があった場合、商標原簿において登録の分割が登録されたとき、本国官庁は国際事務局へ通報することとする。

### [ 説明 ]

国際登録は、基礎登録又は基礎出願に基づき認められたもので、国際登録の日から 5 年の期間内に、その基礎登録又は基礎出願が二以上の登録又は出願に分割された場合は、その旨を国際事務局に通報すれば、その国際登録は維持できることとなっている(共通規則 2 3)。

基礎登録又は基礎出願が分割されたときは、基礎登録又は基礎出願は原登録と分割登録又は原出願と分割出願となり、その事実を国際事務局に通報することにより、その分割された複数の基礎登録又は基礎出願の事実が国際登録簿に記録され、その国際登録は維持されることとなる。

したがって、基礎登録又は基礎出願が分割されたときは、すみやかに以下の事項について国際事務局に通報することとする。

#### < 通報内容 >

- (i) 国際登録の番号(国際登録が効力を生じていないときは基礎登録又は基礎出願の番号)
- (ii) 名義人又は出願人の氏名又は名称
- (iii) 各出願の番号

これらの通報事項は、商標法第 5 条の 2 で規定する出願の日の認定する要件に含まれるものである。